

## サウナを活用した魅力発信トライアル事業（基礎調査）業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、「サウナを活用した魅力発信トライアル事業（基礎調査）」の業務受託者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下、プロポーザルという。）に関し、必要な事項を定めるものです。

### 2 委託業務名

サウナを活用した魅力発信トライアル事業（基礎調査）

### 3 委託業務の概要

別紙 1 「サウナを活用した魅力発信トライアル事業（基礎調査）業務委託仕様書」のとおり

### 4 委託契約期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

### 5 委託料の上限額

金 5 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6 プロポーザル参加資格要件

次の条件のすべてを満たす者とします。

- （１）提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- （２）富山県や富山県総合デザインセンターで行う打合せ等に常時参加できる体制をとれること
- （３）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- （４）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- （５）次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

## 7 プロポーザルへの参加手続等

### （1）プロポーザルへの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）により、電子メールで申込みください。

**申込期限：令和 7 年 6 月 20 日（金）16 時まで（必着）**

申 込 先：「13 問合せ先」のとおり

注意事項：電子メールによる申込み後、正常に送信（受信）されたことを確認するため、お手数おかけしますが、上記申込先に必ず電話確認をお願いします。

なお、申込み後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

### （2）質問

プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第 2 号）により、電子メールで提出してください。

**提出期限：令和 7 年 6 月 20 日（金）16 時まで（必着）**

提 出 先：「13 問合せ先」のとおり

注意事項：電子メールによる提出後、正常に送信（受信）されたことを確認するため、お手数おかけしますが、上記提出先に必ず電話確認をお願いします。

### （3）質問への回答

令和 7 年 6 月 25 日（水）17 時までに、全ての参加申込みに電子メールで回答する予定です。

## 8 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加申込み者は、別紙1の「サウナを活用した魅力発信トライアル事業（基礎調査）業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等を電子メールで提出してください。また、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、上記仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案をすることができます。

**提出期限：令和7年6月27日（金）16時まで（必着）**

**なお、期日までに提出されない場合は、参加を辞退したものとします。**

提出先：「13 問合せ先」のとおりに

提出書類：以下の①～③の書類

① 会社の組織体制等（任意様式、A4版で3ページ以内）

ア 会社の業務概要

イ 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）における都道府県または市区町村からの類似業務委託の受託実績

② 企画提案書（任意様式、A4版）

③ 経費見積書（任意様式、A4版縦で1ページ以内）

ア 上記「5 委託料の上限額」の範囲内で作成すること

イ 本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること

ウ 内訳が具体的に分かるように記載すること

注意事項：電子メールによる提出後、正常に送信（受信）されたことを確認するため、お手数おかけしますが、上記提出先に必ず電話確認をお願いします。

## 9 審査

### （1）審査方法

提出された企画提案書等について、次の審査基準に基づき、書面審査を実施し受託候補者を選定します。

### （2）審査基準

| 項目                     | 主な審査の視点                                                                    | 点数   |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------|
| 業務実施体制<br>業務実績<br>業務工程 | ○必要な組織、人員、体制が整っており、各役割が明確か<br>○類似業務委託の実績は十分か<br>○確実に業務を遂行できる工程であるか         | 15 点 |
| 企画提案内容                 | ○仕様書3（1）①「現状把握のためのデスクリサーチ（日本全国のサウナ施設に関する市場調査を含む）」について、本事業の趣旨を踏まえた提案となっているか | 25 点 |
|                        | ○仕様書3（1）②「富山県の民間事業者におけるサウナ事業・利用者等の実態把握（定量調査）」について、本事業の趣旨を踏まえた提案となっているか     | 25 点 |
|                        | ○仕様書3（1）③「富山県の民間事業者におけるサウナ事業・利用者等の実態把握（定性調査）」について、本事業の趣旨を踏まえた提案となっているか     | 25 点 |

|          |                                |      |
|----------|--------------------------------|------|
| 適正な経費・費目 | ○必要とされる経費・費目が過不足なく、適正に積算されているか | 10 点 |
|----------|--------------------------------|------|

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、後日、電子メールで通知します。

## 10 契約締結等

プロポーザルの結果、採用となった場合は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、委託契約を締結します。委託費及び契約の詳細については、業務委託仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定します。

また、委託料の支払については、委託事業完了後、実績報告書等を調査し、委託料の額を確定します。この際、委託事業に要した実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額を支払うこととします。

## 11 その他

(1) 本プロポーザル参加に要する一切の経費は参加者の負担とします。

(2) 次に掲げる提案は無効とします。

- ・ 所定の日時までに必要な書類を提出しなかった場合
- ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

(3) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。以上のことについては、委託業務終了後も同様とします。

(4) このほか、委託業務に伴って発生した著作権は、すべて県に属するものとします。

## 12 スケジュール（総括）

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) プロポーザル参加申込締切    | 6月20日（金）16時（必着） |
| (2) プロポーザル質問書提出締切   | 6月20日（金）16時（必着） |
| (3) プロポーザル質問書回答     | 6月25日（水）（予定）    |
| (4) プロポーザル企画提案書提出締切 | 6月27日（金）16時（必着） |
| (5) 審査結果通知、契約締結     | 7月1日（火）以降       |

## 13 問合せ先

富山県総合デザインセンター 板野・平野  
〒939-1119 富山県高岡市オフィスパーク 5 番地  
TEL : 0766-62-0510  
E-Mail : dc5@toyamadesign.jp